第五条第一項	務の提供に係る原価をいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。 三　平均単価　適格電気通信事業者ごとの対象原価の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。 四　算定対象原価　全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。 五　算定対象加入者回線　合算算定対象加入者回線のうち各適格電気通信事業者に係るものをいう。 六　平均原価　平均単価に算定対象加入者回線の総数を乗じて得た額をいう。
次に掲げる額を合算して得た額	置する土地及び施設（次号において「対象設備等」という。）を、別表第五第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとに、同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して整理した資産及び費用を用いて算定したものをいう。 三　基礎的電気通信役務原価　基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額を合算した額をいう。 四　加入者回線単価　収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。 五　加入者回線単価（一）　収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。 六　平均単価（一）　適格電気通信事業者ごとの対象原価（一）の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数で除して得た額をいう。 七　平均単価（二）　適格電気通信事業者ごとの対象原価（二）の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。 八　算定対象原価（一）　全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価（一）が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（第十号において「合算算定対象加入者回線（一）」という。）に係る加入者回線単価（一）を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。 九　算定対象原価（二）　全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価（二）が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。）に係る加入者回線単価（二）を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。 十　算定対象加入者回線（一）　合算算定対象加入者回線のうち各適格電気通信事業者に係るものをいう。 十一　算定対象加入者回線（二）　合算算定対象加入者回線のうち各適格電気通信事業者に係るものをいう。 十二　平均原価（一）　平均単価（一）に算定対象加入者回線の総数を乗じて得た額をいう。 十三　平均原価（二）　平均単価（二）に算定対象加入者回線の総数を乗じて得た額をいう。
第一号に掲げる額に一から交付金の額を算定する年度の前年度の末日における法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定比率（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十	